中国東北地方少数民族の無形文化遺産保護

―オロチョン族のグルンムタ祭りを例として

Research on the Protection of Intangible Cultural Heritage of Ethnic Minorities in Northeast of China: illustrated by the example of Gulunmuta Festival of Oroqen

曹晗

CAO Han

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

2003年にUNESCO無形遺産保護条約が実行されてから、中国も無形遺産保護の潮流に従って、無形遺産の保護を重視するようになった。中国の世界無形文化遺産合計の39件のうち、少数民族に関する無形遺産は8件である。遺産登録の申請ブームも中国国内に沸き起こり、2014年までに中国は1372件の無形文化遺産項目と458件の拡張項目を国家級無形文化遺産リストに登録した。1372件の中に、少数民族に関する無形文化遺産は471件あり、34.3%を占めている。

近年、中国の無形文化遺産保護事業の中心はすでに遺産登録ではなく、新しい無形遺産保護の時代、「後申遺時代」に入っている。それは、登録した無形文化遺産項目をどのように科学的に保護すれば、無事に伝承できるかという問題も抱えている。

多民族国家としての中国の民族文化は豊かで多彩な 内容を含む。漢民族の無形遺産と比べると、少数民族 の無形遺産は多様性に富む表現形式をもつ。しかし、 現代工業の発展、生活環境の変化、外来文化の受容な どは、少数民族の無形遺産の伝承に負の影響を及ぼし ている。伝承者の高齢化と減少、若者の移住、少数民 族地区の経済水準の低下や保護資金の不足および保護 意識の欠乏は、更に保護事業に困難な状況にしている。 多くの少数民族たちの言語は、文字を持っていないた めに、一層滅失の危機に瀕している。

近年、多くの研究者は少数民族の独特の信仰と祭祀 文化に注目しており、少数民族の民族信仰と祭祀について民族心理と民族歴史文化を表現していると考えるようになってきている。東北地方は黒竜江省、吉林省、遼寧省と内モンゴル自治区の一部を含めて大きな行政面積を有するが、そこに居住する少数民族は各省に分布している。近隣地域に住んでいる少数民族の無形文 化遺産の特徴は似ている場合もある 以上の背景を踏まえ、本研究は東北地方の少数民族オロチョン族のグルンムタ祭りを例とし、東北地方の少数民族無形遺産保護の現状と問題点を明らかにすることを目的とする。

(2)研究対象と方法

研究対象は中国東北地方の少数民族とし、特にオロチョン族を注目する。オロチョン族は、主に黒竜江省に居住する少数民族で、現人口は8000人程度の「小民族」の一つである。オロチョン族は昔の銃による狩猟移動生活から漢民族と同じような定住生活へと変化させ、民族文化と伝統の伝承の危機に直面している。そのために、本研究は文献調査と現地調査により、オロチョン族の無形遺産現状を把握し、保護活動の特長と問題点を分析する。

2. 少数民族無形遺産保護

(1) 無形遺産保護のステークホルダー

無形遺産保護に関するステークホルダーは保護における立場、役割、行為によって、国家、市場と社会の三種類を分類できる。具体的にいえば、国家は政府に対応し、市場は企業に対応し、社会は伝承者、専門家、メディア、NGO(非政府組織)とコミュニティ(地域)に対応する。

(i)政府は最も重要な保護者の一つであり、これまで 無形文化遺産保護の主導者となっている。今の中国社 会体制において、政府は高い権威を持つ存在として、 無形文化遺産保護に対する実行力を持っている。無形 文化遺産保護のために、政府は関係政策を制定し、関 係法律. 法規の制定と執行を行い、無形文化遺産状況の 調査、保護資金のサポート、遺産保護に関する研究者 の育成及び科学研究の支援など中心的役割を果たして いる。

(ii)無形文化遺産保護事業は文化的問題だけではなく、経済的にも深く関連している。無形文化遺産の伝承者への経済的支援は政府の財政支援だけだはなく、民間による経済支援も重要である。無形遺産の保護において、企業は需要の動態を把握し、豊かな管理経験や資金を十分に利用し、無形遺産の潜在的経済価値を発掘することができる。

(iii) 伝承者は無形文化遺産伝承の中心であり、かつ 無形文化遺産保護の主体でもある。各方面から様々な 援助をする必要がある。ただし、これまでの無形文化 遺産には誤解があり、無形文化遺産保護は伝承者の保 護だけを行なうのでは十分ではなく、伝承者の生活環 境やコミュニティに関わりなど、社会的環境にも目を 向けなければならない。

(iv)専門家は専門知識を持ち、常に政府部門の相談役割を務め、無形文化遺産保護の事業に必要な存在である。専門家は政府と企業と異なり、保護の実績を問われたり、利害関係を求められたりすることもなく、人類の文明の伝承と社会進歩のために活動することができる。専門家の仕事は科学的に無形文化遺産を研究してリサーチレポートを作成し、専門論文及び学術書等の成果をあげる。

(v)メディアは情報化社会にとって大切な役割をもち、人々の生活様式と行動規範と深く繋がっている。マスコミの発展に伴い、無形文化遺産保護にメディアの果たす役割は益々大きくなっているとともに、無形文化遺産の知識の普及、保護意識の宣伝等の社会責任を持つ。

(vi) 非政府組織の非営利性は無形遺産の保護において経済価値を持ってない内容が重視され、組織が客観的に保護事業に参加させる。近年来、学校、企業及び個人からなる文化遺産保護の組織は増えている。これらの非政府組織は自身の専門と地域活動を通して、当地の専門家、専門家と文化関係者を集め、文化遺産の調査、記録、整理等の作業をし、大衆の保護意識を呼び起こす。そして政府と協力して遺産保護に貢献している。

(vii)コミュニティは無形遺産が存在する地域内の大衆を指し、無形遺産のオーナー、実行者及び保護者を含めながら、彼らと同じ区域に居住しているほかの人たちを含めている。保護において、地域への狙いをはっきりさせて提案するため、保護の力は優れている。大衆は無形遺産保護の重要性を意識し、遺産保護活動を積極的に参加し、技術と資金支援を提供する。同時

に、アセスメントやチェックを行い、大衆と政府の間 のコミュニケーションの橋渡しを行う。

(2)無形遺産に関する政策

中国における無形文化遺産保護に関する法規は 1997年の伝統工芸美術保護条例から始まり、次々に民族民間文化保護法(2003)、国家級無形遺産項目代表的伝承者の認定と管理暫定規則(2008)などの法規が制定された。無形遺産保護の基本的な法律は 2011年の「無形文化遺産保護法」である。「無形遺産保護法」に基づき、地方政府はそれぞれの地域の状況に応じて、地方法規を制定する。

建国前、中国共産党は既に中国国情に合う民族問題を解決する方法を積極的に探索していた。1984年に発布された「民族区域自治法」は更に法律的に詳しく規定し、少数民族の自主的な無形文化遺産保護の基本になった。無形遺産保護において少数民族の独特の生活環境と伝統文化を考慮し、「中国少数民族政策とその実践」(1999)、「扶持人口較少民族発展企画(2005-2010年)」(人口が少ない少数民族の発展に援助する計画)などの条例と計画も相次いで制定され、政治的、経済的、文学的等の多方面から文化遺産保護事業を推進している。

(3) 東北地方の少数民族の無形文化遺産の現状

(i)東北地方概要

行政範囲は主に黒竜江省(黒)、吉林省(吉)、遼寧省(遼)と内モンゴル自治区(内モンゴル)の一部を含む地域である。森林率が高いため、農業と林業が発達した。東北地方における少数民族は主に満州族、朝鮮族、オロチョン族、モンゴル族、エヴェンキ族、ダウール族とホジェン族などである。この中のオロチョン族、ホジェン族は非常に少ないため、「小民族」と呼ばれている。東北地方の経済発展は農業と重工業に依存していたが、近年の産業調整のため、東北地方の経済は順調に発展できていない。

(ii)東北地方の無形文化遺産に関する法律政策

三省の無形文化遺産条例も保護範囲、代表項目リスト、代表伝承者、保護措置と法律責任を明らかにしているが、原則的な条文が多い。例えば、遼寧省の条例の第20条から第22条までは代表伝承者の権利(補助金など)と義務(伝承活動、後継者育成など)、認定と削除メカニズム(正当な理由もなく伝承義務の履行を怠る伝承者を取り消すこと)、及び規制と促進(伝承活動をよくできる伝承者と組織を表彰すること)をはっきり

と規定した。しかし、保護措置と伝承者育成の方法は 完全とは言えなく、伝承者補助金の利用状態を監督す る措置もない。

(iii)東北地方の無形文化遺産

表 1. 三省無形文化遺産基本状況

| 省(件) | 無形遺産項目 | | 代表伝承者 | |
|------|--------|-----|-------|-----|
| | 国家級 | 省級 | 国家級 | 省級 |
| 黒竜江省 | 34 | 286 | 15 | 337 |
| 吉林省 | 44 | 293 | 11 | 236 |
| 遼寧省 | 67 | 181 | 38 | 163 |

2017 年時点で東北地方において登録された中国国家 級無形遺産は合計 80 件である。その中に少数民族の無 形遺産は 40 件である。三省の無形文化遺産の基本状況 を見ると、遼寧省の国家級無形項目が最も多くになり、 代表伝承者も最多である。代表伝承者の数と項目数の 不均衡は中国の全国的課題である。東北地方で登録し た国家級少数民族無形文化遺産の中で、朝鮮族の遺産 登録数は 30 件で最も多く、シベ族とホジェン族は二件 しかない。無形文化遺産の類別を見ると、伝統音楽と 民俗の比率が最も高い。

(4) 東北地方少数民族無形遺産の保護

2011 年から 2015 年まで、遼寧省は 6500 万元、吉林 省は 2000 万元及び黒竜江省は 1589 万元を無形文化遺 産保護事業に累積投資し、全国の 31 省において後位に ある状態である。

伝承者について、2017 年時点で中国は国家級無形文 化遺産伝承者に伝承活動のため人ずつ毎年 2 万元を補 助しているが、三省の補助はない。省級の伝承者をみ れば、黒竜江省は補助なし(全国唯一)、遼寧省は無差 別に毎年人ずつ 5000 元を補助し、吉林省は資金ない伝 承者のみに毎年 2000 元を補助している。

東北三省の中、黒竜江省と遼寧省が総合的無形文化遺産保護に関する博物館を開館したが、吉林省は博物館の設置は行われておらず、無形文化遺産に関する文献の保存と調査の専門文系機構もない。そのため、関係研究の発展と保護作業の展開を妨げている。

吉林省と遼寧省は既に無形文化遺産公式サイトをつくり、各省の無形文化遺産の登録リスト等の関係情報を公開している。二省の公式サイトは無形遺産の情報について十分に提供していない状態である。

学位論文梗概集 2017

東北三省は無形文化遺産保護センターと無形文化遺産研究所を設立している。この専門機関は各省図書館、博物館、学校等の機構と連携し、無形文化遺産の展示会、講座等の伝承活動を行っている。

オロチョン族とグルンムタ祭り オロチョン族の概要

オロチョンとは「連峰の上に住む人たち」あるいは「トナカイを飼育している人たち」という意味である。オロチョン族は中国において主に内モンゴル自治区と黒竜江省に定住している。2010年の人口調査によれば、全国のオロチョン族は8,659人であり、小民族の一つと呼ばれている。民族独自の言語—アルタイ語があり、満—ツングース語族に属し、文字は持ってない。

昔からオロチョン族は質朴、強靭、勇敢な性格で世に知られた。オロチョン族の民族文化とされているものは、狩猟と移動生活にかかわる生活文化である。オロチョン族は代々原始的宗教のシャーマニズムを信奉し、自然物を重んじる。オロチョン族の手工業は毛皮製品と白樺製品で昔から有名である。

(2)グルンムタ祭り

グルンムタは漢字「古伦木沓」で表示され、オロチョン語で火の神を祭るという意味である。オロチョン族は火の主人を「透欧博如坎」(トオボルカン)と呼び、お婆の姿で存在している女神であると信じている。そのため、昔は、火の神様の祭りは必ず婦女たけで行われた。他に、「火に水をこぼす(火の神様をいじめる)」と「刀で火を切る(刀は凶器で、神様への不敬)」はタブーになっている。

グルンムタ祭りは毎年の春に行われている。オロチョン族の人たちはお酒と肉などを予定地点にもっていって、この活動に参加する。昼は伝統体育活動(弓術、レスリング、競馬など)をし、夜は篝火を焚いたり、伝統音楽の踊りをしたり、シャーマンの行事を行う。

昔、オロチョン族はおせちや吉日にどの家も自宅前に燃え上がった篝火に平伏し、お酒を捧げて、豊作と平安を祈る儀式があった。祝日だけではなく、日常生活でも火の神様を尊重し、食事をする際に篝火に食物を投げて神様を祭る習慣があった。篝火の近くに客を迎えるのはオロチョン族の最高の接客礼儀である。オロチョン族のグルンムタ祭りは2006年に国家級無形文化遺産に登録された。

4. 現地調査から見るオロチョン族の火祭り

(1)調査地の紹介

本研究の調査地は黒竜江省黒河市から 70km 離れている新生郷である。居住人口 1074 人のうちオロチョン族は 166 人で、総人口の 15.5%を占める。

(2)調査の概要

オロチョン族のグルンムタ祭りの実態と現状を確認し、当地無形文化遺産保護の枠組を明らかにするために、著者は2017年3月と6月に黒河市のオロチョン新生郷を訪れ、地方政府、伝承者と一般大衆などによる現場の声を把握する聞き取り調査と実演の観察を行った。

(3)祭りの現場

今回の祭りは6月23日に黒河市愛輝区政府、黒河文化院、黒河市新生郷政府で主催された。祭りの前日に、地方政府の人たちは篝火用の木材を用意し、舞台やオロチョン族を紹介する宣伝ボードを設置するなどの事前作業を行った。

祭りの活動は新生郷公式サイトによれば三部に分かれている。第一部は山神を祭る儀式である。午前十時頃から始まった山神バイナチャの祈りの儀式は、グルンムタ祭りの開催を示している。白樺林の中にあるオロチョン族伝統文化の展示エリアの最も奥に、赤く塗られた顔の形を刻まれた樹がある。祈る前に山神を象徴する樹の下に、線香、神の人形、お酒、タバコとお菓子等が用意された。村の最年長の長老によって儀式が始められ、オロチョン語で神様に自己紹介をして、今年の村の豊作と村民の安全や健康を祈願してから、神様にひざまずいた。それから村で狩猟をしている者は長老に続いて儀式を続けた。この儀式は祭りの真正的なものを感じたと著者が感じたが、この儀式を参観した観光客は少なかった。



写真1. 山神を祀る

第二部は観光客による自由観光である。観光客は嶺

上人博物館、樺皮手工芸品工場、民族文化伝承教育拠点を見学することができる。博物館は管理の人力と財力が足りないため、観光シーズンしか開放されていない。博奥靭広場、原始部落体験区を回り、ループ桟道で展望台に行って新生郷の自然景色を楽しむことができる。

第三部は、主に観光客を引き込むためのメインイベントで、夜の篝火大会である。この大会にオロチョン族の伝統文化が紹介され、伝統音楽と伝統踊り、シャーマン呪いの儀式が演技された。表 6 の祭りの実態表においてアンダーラインがひかれている内容は現代技術と文化を加え、新しく創作された表現形式である。シャーマン踊りと篝火は夜の部の最も重要な演目である。



写真2.シャーマン踊り

(4) 当地の無形遺産保護の問題点と考察

この祭りの現場の調査から、新生郷のオロチョン族の文化と伝統は保護されていると言えるが、また同時に問題点も明らかになった。

(i) 真正性

昔のグルンムタ祭りはオロチョン族の各居住地で、 大体毎年の8、9月に行われていた。各地域の祭りの時間は各自の農期と天気状況に応じて確立された。大興 安嶺地域が非防火期間に行われ、ほかの地区には出来 秋の前に行われていた。2006 年無形遺産に登録された 時、政府よりオロチョン族のグルンムタ祭りは6月18 日になった。それから、各地のグルンムタ祭りは6月18 日に変更された。2008 年、オロチョン族文化の専門家に よって省級グルンムタ祭りを開催することが決まられ た。2011 年に省級グルンムタ祭りの開催地は調査地の 新生郷に決定された。2012 年のグルンムタ祭りの調査 報告により、「グルンムタ祭りは既にオロチョン族地域 にある各民族ともに過ごせるフェスティバルになり、 民族団結と和諧社会の構築を促進している」という活 動の意義を伝えた。 グルンムタ祭りはオロチョン族伝統文化の表現形式としてオロチョン族の宗教信仰と生活知恵を反映しているものである。経済利益のために、祭りの娯楽性が強められ、観光客向けの内容に変更されている。これらの表現形式の変化はグルンムタ祭りの伝統表現を影響を与えている。新しい内容は現場と観光客の気分を盛り上げるが、この祭りの意義と離れ、伝統文化の表現というよりも観光客にアピールするショーとなっている。

(ii)保護主体

昔の祭りは村民の自主的な活動だったが、2012 年から政府組織の主催になった。活動実施主体は前の村民たちから現在の郷政府に変更された。政治的な宣伝も演出した内容の中に表現された。村民は参加者から観客に変わり、観賞の関心度も低くなった。本来の祭りは山神に祈る儀式だけに、村民が主導的に準備して参加した。

(iii)展示宣伝

毎年、多くの新聞、放送局などのジャーナリストたちはグルンムタ祭りを取材している。大部分は省、市レベルのメディアである。しかし、オロチョン族の無形文化遺産の宣伝内容は十分ではない。インターネットでも現地の宣伝チラシでもグルンムタ祭りの詳しい情報が少なく、宣伝言葉も全て同じである。グルンムタ祭りは祖先を祭り豊作と平安を祈ることを主要な内容としているが、マスコミの宣伝で伝統民俗行事よりカーニバルを主眼においている。

(iv)観光開発

新生郷のグルンムタ祭りを実施するための環境整理、安全対策から会場準備、観光客の接待まで全ての関係作業は郷政府によって行われた。しかし無計画な観光開発をしている。新生郷に観光客サービスセンターは10人にしか宿泊客を受け入れられなかった。普通の民宿の環境は悪く、設備も古く、観光客の接待サービスも低いままである。無形遺産保護につながるような経済利益を収めるのは難しい。また、交通も不便で、基礎施設も不完善で、規範的な経営モデルがない。

無形文化遺産の真正性の保護と観光開発をうまく調和させなければならない。無形文化遺産はとまっているわけではなく、ダイナミック性に動いている。実は、おおくの無形文化遺産は他の文化から歴史的に影響を受け、周辺文化の特徴を取り込みながら、独自の文化として形成される。無形文化遺産は周辺文化だけではなく、現代の社会活動の影響を受けると考えられる。すなわち、観光開発のために、外来者は自分の考えを

勝手に入れ、斬新な内容と形式を変化させるのは好ま しくない。

無形遺産保護と関係観光産業の健全な発展のためには、十分な知識を持った専門家(オロチョン族文化と観光事業の専門家)や支援者がたりない。目前、新生郷の観光開発と運営は既に郷政府の役割となっているため、地方政府である郷政府の観光局に無形遺産の真正性を理解した人材を登用する必要がある。

5. まとめ

グルンムタ祭りを見ると、政府の主導的な地位が活動の主催、時間の決定、内容の制定などに表現されている。祭りの意味は火の神を祀って豊作と平安などを祈る伝統行事から、観光事業を促進するツールになっている。当日の活動は山神の祭祀の儀式以外、上演されたものが村民たちの代わりに全て芸術団と音楽学院の人たちに演出された。政府の主導性によって無形遺産の真正性に影響する状況が生じているとみられる。

また、オロチョン族の無形遺産は森林に囲まれる生活環境と昔の狩猟の生活方式に深く繋がっている。元の生活環境と方式を離れ、単純に無形遺産項目そのものを保護するのは効果的ではないでしょう。民族文化は現代化において、選ばれたものを改めて変化して保存されるのは必然の選択である。そのため、どのように無形遺産が現代の生活環境と生活方式に繋がって、改めてオロチョン族の生活に役に立つものになって伝承されることは課題になっている。

祭りの主催、祭りへの支援、伝承活動の展開を観察すると、大衆とコミュニティの低い参与度も確認される。政府と伝承者の力だけで伝承活動を行うのは経済的にも、宣伝的、影響的にも十分ではない。祭りの観光開発は祭りの知名度と影響力が高められているが、同時にある程度に無形遺産の真正性に影響を与えている。しかし祭りの真正性を守りながら観光開発する話はあながち不可能でもなさそうな感じがする。コミュニティ、伝承者、専門家や大衆の意見を参考し、各方面の利害を考慮し、観光開発を行うことも無形遺産保護に役に立つかもしれない。

本研究は著者の現地調査を事例として、東北地方の 無形文化遺産保護についての論文となったが、調査対 象が一つの少数民族だけの限界はあり、中国の無形遺 産の保護の研究のためには十分な情報を提供できてい ない。さらに、この方面の研究を続け、他の少数民族 についても調査しなければならない。

注:

- 1) 拡張項目:既に登録された無形遺産項目が異なる地区(機関)に再び成功的に認定されるなら、今回認定された項目は前に登録された遺産の拡張項目と呼ばれている。
- 2) 中国において人口が10万人以下の少数民族は小民族と呼ばれている。小民族の生存環境は常に居住地の面積の広大、物産の豊富という特徴がある。あるいは居住地が遠く離れて、締め切った所にある。そして周辺ではほかの文化がない(ほかの文化からの影響が弱い)。

参考、引用文献:

- 1) 橋本裕之:無形民俗文化財の社会性―現代日本における民俗芸能の場所―,追手門学院大学地域創造学部紀要,第1号,pp.121-131,2016.3
- 2) 白松強: 中国における民間信仰に関する保護政策と政府介入— 河北省の国指定無形文化遺産の「捉黄鬼」を事例として—, 日 中社会学研究, pp. 100-114, 2014.
- 3) 陳愛國:民族文化に求められる公共性と伝承者の戦術―中国陝 西省華県「皮影戲」(影絵芝居) の事例から―,国際開発研究フ ォーラム,2012.3
- 4) 坂部晶子: 中国北方民族オロチョンの民族イベントにおける 「伝統」意識—建旗 60 周年記念大会を事例に—, 北東アジア研 究, 第 26 号, pp. 1-17, 2015. 3
- 5) 卡麗娜, エヴェンキとオロチョンの伝統的狩猟,国立民族学博 物館研究報告,第4号,pp. 457-492, 2012.3
- 6) 費燕:新疆におけるウイグルの中国語教育、学習の現状について,成城文藝,pp. 92-110, 2007.1
- 7) 段友文、鄭月: '後申遺時代'非物質文化遺産保護の社会参与, 文化遺産、2015.5
- 8) 金利杰:論東北三省跨界民族非物質文化遺産保護方式,辺疆経済与文化,第166期,2017.10
- 9) 何群:環境与小民族生存-鄂倫春文化の変遷,社会科学文献出版社、2006.4
- 10) 周璐: 非物質文化遺産保護中的政府行為研究-以山東青州為例, 曲阜師範大学,2014.6
- 11) 陳桂波:論少数民族非物質文化遺産保護人的概念及其類型,河 南教育学院学報(哲学社会科学版),第33巻,pp. 13-17, 2014.1
- 12) 吴磊: 我国少数民族非物質文化遺産政策研究, 2012. 4
- 13) 鄒瑩: 鄂倫春族非物質文化遺産保護与伝承研究, 西蔵民族学院 学報(哲学社会科学版),第35巻第2期,pp. 100-107, 2014.3
- 14) 馬戎:中国萨滿教現狀与発展態勢,西北民族研究,第 84 号,pp. 62-79,201 韓淑雲:鄂倫春非物質文化遺産現狀及保護対策,理論研究,pp. 54-55,2009.6
- 15) 厳墨: 鄂倫春族火文化変遷, 中南民族大学学報(人文社会科学

- 版),第26巻第4期,pp.62-65,2006.7
- 16) 張秀芳: 鄂倫春族樺樹皮工芸伝承的探討, 黒竜江史誌, pp. 265-268, 2013. 9
- 17) 于富業:論黒竜江省鄂倫春族国家級非物質文化遺産的保護与利用, 黒竜江民族叢刊, 第112期, pp.154-157, 2009.5
- 18) 吴正彪:論双語教育在伝承与保護少数民族非物質文化遺産中的 重要作用,民族教育研究,第 97 期,pp. 107-111,2010.2